

区政会館 だより

No.435

令和8年6月



しながわ防災キャラクター
ジージョくん



「しながわ防災区民憲章」 で広げる自分事化 品川区

～自助・共助のさらなる向上を目指して～

巻頭特集

次の世代につなげる
お
～23区の推しごと～

第1回 品川区



特別区長会事務局
特別区議会議長会事務局
特別区人事・厚生事務組合
公益財団法人特別区協議会
東京二十三区清掃一部事務組合
特別区競馬組合

巻頭特集

次の世代につなげる
～23区の推しごと～

第1回 品川区

「しながわ防災区民憲章」で広げる自分事化

「自助・共助のさらなる向上を目指して」

品川区では、東日本大震災から15年の節目にあたる令和8年3月11日、都内自治体初となる「しながわ防災区民憲章」を制定しました。これは、平成26年に制定した「品川区災害対策基本条例」の前文の趣旨を踏まえ、防災意識のさらなる向上と次世代への継承を目的としたものです。その経緯と普及の取組について紹介します。

区民一人ひとりの自助・共助の意識を一層向上させたい

東日本大震災被災地の視察が 防災区民憲章制定のきっかけに

「しながわ防災区民憲章」制定の原点にあるのは、令和7年6月の森澤区長による岩手県宮古市田老地区への視察です。東日本大震災の被災地である現地を視察し、実際に被災された防災ガイドの話を聞いた区長は、自助・共助の必要性を改めて認識。「公助の取組と併せて区民一人ひとりの自助・共助の意識をより一層向上させたい」との思いを新たにし、防災区民憲章制定へのきっかけとなりました。

品川区ではかねてより、品川区災害対策基本条例を通じて自助・共助の必要性を区民に伝える取組を行っていま

したが、条例だけではなかなか浸透しない現状があったことも事実です。防災区民憲章は、その課題解決の一手としての期待も込められたものでした。

区民から意見を募り、

「品川らしさ」が反映された

防災区民憲章

「しながわ防災区民憲章」の大きな特徴は、区民から広く意見を募り、憲章に反映させた点です。

区では、区長の視察から間もない令和7年7月、制定に向けて区長と有識者の懇談会を実施しました。それを皮切りに、デジタルプラットフォーム「しなトーク」やワークショップでの意見収集、個別のアンケートなど、さまざま

な手法で区民からの意見を収集。回答をAIで分析し、区民がよく使う言葉や、関心の高いフレーズを抽出し、憲章に反映させました。

例えば、二つ目のキーワード「あいさつする」には、「弱いつながり（ウィークタイズ）が重要」という意見が映し出されています。品川区は、区民の約8割が集合住宅に暮らし、地縁を作りにくい側面もあります。いきなり親しめるのは防犯上も難しいため、まずはあいさつから、ゆるやかなつながりづくりを始めようという意思表示は、防災区民憲章に「品川らしさ」を加えています。

また、防災区民憲章の行動指針で風水害に言及している点も「品川らし

さ」です。区内には目黒川、立会川が流れ、令和7年9月の豪雨では立会川が氾濫するなど、豪雨（最大時間雨量約120mm）による床上・床下浸水の被害が発生しました。この教訓を生かし、地震だけではなく風水害への備えを呼びかけている点も、「しながわ防災区民憲章」の大きな特徴です。

4つのキーワードに込められた 思い

「しながわ防災区民憲章」は、大きく4つのキーワードで構成されています。「備える」は自助、「あいさつする」は共助、「伝える」は次世代への継承を呼びかけるものです。

「行動する」は、主語をあえて「私

しながわ防災区民憲章

災害から私たちの命と暮らしを守るため、自助・共助の重要性を次の世代に引き継いでいくという決意の下、私たち品川区民は、ここに「しながわ防災区民憲章」を定めます。

備える

災害はいつ起こるか 分からない
備えることは 特別なことじゃない
私は備える 私やあなたを守るため

あいさつする

いざという時は 地域の人が頼りになる
小さなつながりが 大きな力になる
私はあいさつする 地域とつながるため

伝える

過去の災害から 多くを学んだ
どう備えるのか どう助け合うのか
私は伝える 次の世代に引き継ぐため

行動する

力を合わせて 防災力を高めよう
訓練に参加して 地域とつながろう
私たちは行動する とともに乗り越えるため

「しながわ防災区民憲章」行動指針

品川区は、臨海部と台地のほかに、区内を目黒川と立会川が流れています。令和7年9月11日の豪雨では立会川が氾濫するなど、地震だけではなく、風水害への対策も必要です。品川・大崎・大井・荏原・八潮の5地区それぞれの地域特性に応じた災害対策を進めましょう。

●備える

災害はいつ起こるか 分からない

災害はいつ、どのように発生するか誰にも分かりませんが、備えることはできます。また、防災に関する知識を学ぶことも非常に重要です。備えと防災に対する学びを積極的に行いましょう。

備えることは 特別なことじゃない

在宅避難ができるように、家具の転倒防止や1週間分の備蓄を行いましょう。食品や生活用品を少し多めに買い置きする「ローリングストック」により、無理なく備蓄することができます。また、散歩しながら避難経路や街頭の消火器などの場所を確認しましょう。

私は備える 私やあなたを守るため

誰にでも、命を守りたい「あなた」がいると思います。家族やパートナー、ペットなど、人それぞれです。自分だけではなく、大切な「あなた」も守るため、備えましょう。

●あいさつする

いざという時は 地域の人が頼りになる

災害が発生した時、まず助けの手を差し伸べることができるのは、隣近所の地域の人たちです。防災訓練などの町会・自治会の活動に参加して、日頃から地域とつながりましょう。

小さなつながりが 大きな力になる

私はあいさつする 地域とつながるため

平成28年熊本地震では、日頃あいさつしかしていなかった住民同士が、災害時には助け合う関係になったといわれています。まずは小さなつながりである「あいさつ」から始めることで、地域とのつながりを深めていきましょう。

●伝える

過去の災害から 多くを学んだ

どう備えるのか どう助け合うのか

阪神・淡路大震災や東日本大震災、平成28年熊本地震、令和6年能登半島地震などの日本各地で発生した大地震のほか、令和元年の東日本台風や令和7年9月11日の豪雨などの区内に被害をもたらした風水害も含め、改めて過去の災害から多くの教訓を学びましょう。

私は伝える 次の世代に引き継ぐため

過去の災害から学んだ教訓を次の災害に生かすために重要なことは、子どもたちなど次の世代へ教訓を引き継ぐことです。そのために、教育やイベントなどを通じて、防災の知識だけではなく、自分で考え、行動できるように伝えていきましょう。

●行動する

力を合わせて 防災力を高めよう

災害対策では、自助・共助・公助の連携が重要です。また、区・区民・防災区民組織・事業者などの様々な主体がそれぞれの責務や努めを認識し、互いに連携・協力しましょう。

訓練に参加して 地域とつながろう

様々な主体が連携するため、防災訓練などに参加することから始めましょう。そして、あいさつによる小さなつながりをさらに深め、互いに助け合える関係性を築きましょう。

私たちは行動する とともに乗り越えるため

品川区災害対策基本条例に「総力を結集して『しながわの防災力の高度化』を図ることが重要」と示しているように、命を守るために様々な主体がそれぞれの立場から行動することが重要です。一人ひとりが力を合わせて「私たち」みんなが行動し、共に助け合い、命を守り抜きましょう。

たち」としています。これは、命を守るためにさまざまな主体がそれぞれの立場で協力することを意図しているからです。品川区災害対策基本条例の理念である自助・共助・公助の役割をそれぞれが果たし、総力を結集して「しながわ防災力の高度化」を図ることを表現しています。

行動指針にも区民の意見を反映

憲章に加えて、具体的な行動につなげるための行動指針も示しています。この指針にも区民の意見が反映されており、自分事として自助・共助を捉え、日頃からの備えに結びつけてもらうことを目指しています。

「しながわ防災区民憲章」を普及させるための取組

何度も目にし、
唱和して自分事化する

「しながわ防災区民憲章」の周知と普及を図るために、区ではさまざまな取組を実施しています。区内の公的施設や区立学校などに、「しながわ防災区民憲章」を提示していることもそのひとつです。

また、地域の防災イベントや訓練で、憲章を唱和してもらうことも働きかけられています。令和8年3月11日に開催された防災区民憲章制定記念式典では、区内の児童・生徒が憲章を唱和し、来場者にとっても、記憶に残るものとなりました。

イベント×防災訓練×防災区民憲章の啓発

区では区民まつりなどのイベントと防災訓練を組み合わせ、楽しみながら防災を学べる仕組みづくりを行っています。

子どもや親子の参加が見込まれる区民まつりと防災訓練を同時開催することで、楽しみながら防災に触れ、行動につなげることができるため、この機を活用して防災区民憲章の周知、普及に向けた広報活動を検討しています。

安否確認タオル×防災区民憲章

防災グッズとして普及している『安否確認タオル』は災害時に近隣の方へ

例えば「自助」では、「備蓄」や「ローリングストック」など事前の備えや避難場所の確認を重要視する意見を反映。

「共助」では、日頃から顔の見える関係を大切にすること、町会や地域とのつながり、支援が必要な人へのケアに関する意見も盛り込んでいます。

「次世代への継承」については、防災をより親しみやすく、分かりやすく伝えるという意識の必要性や学校での防災教育、防災訓練や防災イベントへの参加を重要視する意見を反映しています。

しています。防災区民憲章の周知とあわせて、地域が主体的に行う共助強化の取組を区として支援していきます。

無事を知らせるためのものです。区では安否確認タオルに防災区民憲章をプリントし、地域で安否確認訓練を行う際にこのタオルを提供する取組を進め



「しながわ防災区民憲章」制定記念典で児童・生徒による防災区民憲章の唱和



区民まつりと同時開催した総合防災訓練の町会対抗バケツリレー

しながわ防災ジュニア
プロジェクトを活用、
学校現場でも普及を促進

学校教育と連動しての周知・普及も

品川区が進める防災の取組

LINEを活用した

避難者把握システムの実証実験

品川区は、防災区民憲章の制定やしながら防災ジュニアプロジェクトのほかに、23区内で初となるトイレネットワークの導入と災害派遣トイレネットワークへの参加、水循環型シャワールの導入など、先駆的な取組で注目されて

重要です。

品川区では、区内の中学生にわかりやすく防災を学んでもらうことを目標とした教育プロジェクト「しながわ防災ジュニアプロジェクト」を実施して

います。

令和7年8月には、新たな防災DXの取組として、LINEを活用した避難者把握システムの実証実験を行いました。友だち登録し、アンケートに答えることで、避難所への受付をスマホで行うというものです。

従来の紙を使った受付は、膨大な事務処理負担、個人情報保護への懸念、

います。自助・共助の重要性とその防災意識を次世代に継承していくため、防災区民憲章を通じ、若い世代へ向けた啓発の準備を進めています。

また、防災区民組織、事業者、区民

迅速な避難者把握の面で課題がありました。その課題を解決するものとして、令和8年秋ごろのリリリースを目指し、避難所運営者への説明やシステム構築などを進めています。

楽しく親しめる防災活動で啓発

しながわ防災キャラクターの「ジージョくん」は、防災の基本理念である



LINEを活用した避難者把握システム実証実験の様子

しながわ防災キャラクター ジージョくん

種別：カメ
普段から日頃の備えを行っている地道な努力家。

装備：特殊な甲羅
甲羅には防災グッズを格納。



を対象として実施している「しながわ防災学校」でも、防災区民憲章のコースを導入する予定です。

「自助」が名前の由来です。普段は、区役所第二庁舎2階「しながわ防災体験館」で来館者を出迎えています。防災に関するさまざまなイベントや広報活動でも活躍しています。

しながわ防災体験館では、月2回の頻度で日曜日に「親子で楽しく防災ワークショップをしよう！」を開催しています。小学生以下の子どもたちを対象にし、起震車体験やロープワークでアクセサリー作り等の親子で楽しめるワークショップを開催。ハードルが高いと思われるがちな防災を気軽に楽しいうイメージとして伝えています。

品川区ではこれからも「しながわの防災力の高度化」に向けて、様々な主体と協力し、多角的な視点から、多種多様な防災対策に取り組んでいきます。

令和8年度 新任研修(記念講演・前期・経験者)を実施しました

新任研修(記念講演)

4月8日(水)に、令和8年度の新任研修(記念講演)を大田区総合体育館にて実施し、新規採用職員2098名が参加しました。はじめに、特別区長会会長の吉住健一・新宿区長の吉住健一から「自治体職員の持つ可能性」というテーマでご講演いただきました。

まず、聖徳太子の十七条の憲法を絡め、周囲との和やつながり、相談することの大切さについてお話しいただきました。また、ご自身の経験を踏まえながら「皆さんの発案でまちのあり方、社会のあり方自体が変化をしていく、そういう大きな仕事ができるのが、公務員の醍醐味である。」と、特別区の職員の持つ、組織を発展させる、まちのあり方自体を変えていく大きな可能性についてご講演いただきました。



【講演】特別区長会会長
吉住 健一 新宿区長

次の講演では、ジャーナリストの室橋裕和講師から「取材現場から見た外国人と日本社会・人生と制度のはざまにある実情」とい

うテーマでご講演をいただきました。

室橋講師からは、ご自身の取材現場での経験などから、「デマや偏見に惑わされず、外国人について正しく知り、今後の多文化共生の社会づくりの最前線を担ってほしい」とメッセージをいただきました。その後のオンラインによる質問コーナーでは研修生から多くの質問が寄せられ、困難に直面した時にどのように向き合っていけばよいかとの質問には、「周りに相談できる人を作っておくこと、そういう人との会話が困難を乗り越えるヒントになるかもしれない。あとは、やはり自分の力。覚悟を決めてめげずに頑張ってほしい。」と、大変貴重なご示唆をいただきました。



【講演】ジャーナリスト
室橋 裕和 講師

研修生からは、「大きな視点で物事を考える姿勢を持ち、自分の業務が地域全体にどのような影響を与えているのかを意識しながら、主体的に行動できる職員へと成長していきたい。」「主体的にコミュニケーションをとっていき、

だれにとっても暮らしやすい特別区を作っていけるよう、周囲と連携・協力していきたい。」といった感想がありました。

新任研修(前期・経験者)

4月7日から5月8日にかけて新任研修(前期・経験者)を実施しました。4月7日・4月28日の期間中に、3日間を単位として、新任研修(前期)を5回実施し、4月30日・5月8日の期間中に、2日間を単位として、経験者採用職員を対象とした新任研修(経験者)を2回実施しました。

この研修では、特別区職員としての知識の習得と意識の確立を図ることを目的として、組織や仕事の進め方の基礎知識、地方自治の仕組みや特別区制度、公務員倫理や人権問題について、講義や事例演習、班討議等を交え実施しました。

各科目の講師として、各区・一部事務組合の職員延べ209名の方々に登壇していただき、講師自身の新任職員時代の体験談や、これまでの職務上の実体験を交えて講義を行っていただきました。研修生は、活気に満ち溢れた様子で討議・意見交換を行い、特別区の職員に求められる基礎知識を得るとともに、区を越えた仲間作りができたようです。

研修生からは、「仕事をする上では、常に目標・目的を考えて行動することが大切だと学んだ。」「特別区と行政区の役割や業務の

違いについて学び、自分が属する特別区についてより理解を深めることができた。」「不適切な行動や対応が住民からの信頼を損なうことに繋がるため、一つひとつの行動に責任を持つことの重要性を改めて認識した。」といった感想がありました。



【新任研修(前期)】班討議の様子

研修所からのメッセージ

新任研修を実施するにあたり、講師としてご登壇いただいた各区・一部事務組合の皆様及び研修担当の皆様に、多大なるご協力をいただき誠にありがとうございます。

研修生のみなさんへ。新任研修を通して、新しい仲間と出会えたことは貴重な財産になったと思います。この研修で学んだことや得たものが、これからの公務員生活の一助になれば幸いです。みなさんの今後のご活躍を心より応援しております。

(特別区職員研修所)

厚生関係施設の利用実績

■厚生関係施設

特別区人事・厚生事務組合は、23区の共同処理事務として厚生関係施設（更生施設、宿所提供施設及び宿泊所）を設置・管理しています。厚生関係施設は、生活に困窮している方や居所に困っている方に対するセーフティネットの一翼を担うものです。現在、生活保護法に基づく保護施設である更生施設7施設（男性単身5施設、女性単身2施設）及び宿所提供施設（以下「宿提」といいます）。8施設並びに社会福祉法に基づく宿泊所4施設の合計19施設を設置・管理しています。

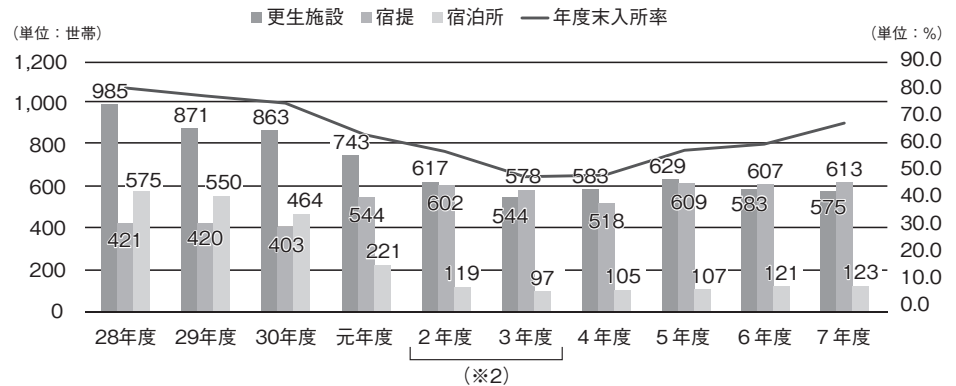
■利用状況

図1は直近10年間の厚生関係施設入所者数（※1）を示したものです。令和7年度は、厚生関係

施設（更生施設8施設（社福）特別区社会福祉事業団設置更生施設塩崎荘を含む。）及び宿提8施設並びに宿泊所3施設）合計で1311世帯を受け入れました。

平成28年度から受入れ世帯数は対前年度比で減少を続けてきましたが、令和4年度は増加に転じ、令和7年度下半期から年度末の宿提南千住荘廃止に向けて実施した入所制限・停止の影響があるものの、引き続き令和7年度も概ね同水準を維持しています。また、年度末入所率も

図1 厚生関係施設入所実績



※1 入所者数・1年間に施設で新たに受け入れた世帯数

※2 令和元年度・2年度に宿所提供施設及び宿泊所の種別転換があり、宿提は5施設から9施設、宿泊所は7施設から4施設の体制となったことが、当該年度の入所実績の増減に大きく影響しています。

■入所原因

図2は更生施設の令和7年度における男女別入所原因を割合で示したものです。男性は居所がない方が約35%、次いで病院退院後に帰来先がない方が約28%となっています。女性は居所がない方が約半数を占め、次いで退院後に帰来

先がない方が約44%となっています。また、利

図2 更生施設（塩崎荘を含む）の入所原因

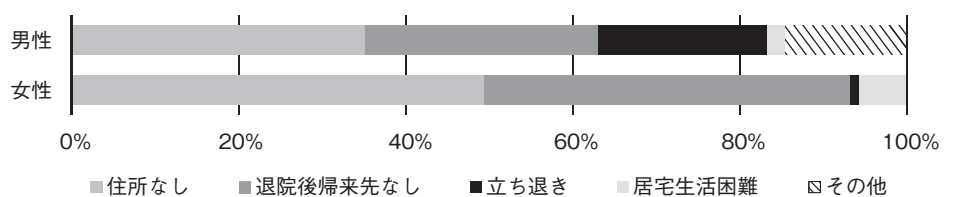
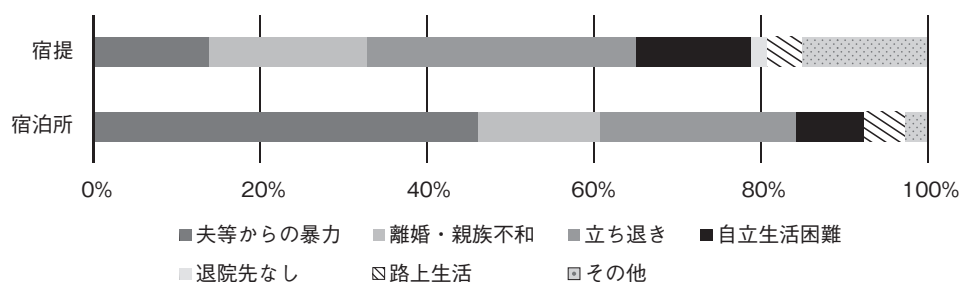


図3 宿所提供施設・宿泊所の入所原因



用者には障害者手帳をお持ちの方が一定程度おり、同年度末時点での状況として、精神障害者保健福祉手帳は男性施設で17%、女性施設で34%程度の方が所持しています。その他、アルコール依存症については、男性施設で8%、女性施設で3%程度の方がその診断を受けています。近年精神疾患を抱える方の割合が増える傾向にあり、地域での居宅生活に向けてより適切な支援が必要になってきています。

図3は宿提及び宿泊所の令和7年度における

入所原因を割合で示したものです。現在、宿提及び宿泊所では緊急一時保護事業を実施し、居所を喪失し緊急対応を要する世帯の受入れ等を行っています。受入れ対象者は、り災により居所を失った方を除き、女性単身又は家族であり、パートナー等からの暴力（DV）及び離婚・親族不和など家庭内の問題で緊急対応を必要とする方が、宿提で33%、宿泊所では61%程度を占めています。緊急一時保護事業での施設の利用期間は原則3か月ですが、利用期間を延長した世帯の割合は近年増加傾向にあります。昨年度も前年比4%増加して50%程度となり、短期での自立が困難な世帯が約半数を占めています。

■厚生関係施設のサービス向上のための取組状況

令和5年7月、特別区福祉主管部長会は「厚生関係施設等の今後のあり方について 厚生関係施設再編整備計画（平成31年度～40年度）」の中間年度に当たることからこの計画の見直しを行い、「厚生関係施設再編整備計画 平成31年度（令和元年度）～令和10年度【中間見直し版】」を取りまとめ、同年9月の特別区長会で報告し、了承されました。

また、この報告に基づき、同年11月特別区福祉主管部長会第1部会に「厚生関係施設のサービスのあり方検討委員会」（以下「検討委員会」といいます。）が設置され、令和4年度増加に転じた厚生関係施設の入所率のさらなる向上のための具体的な取組の検討が行われました。この検討委員会における約1年にわたる検討を経て、最終的に、検討結果（報告書）が、令和7年3月の特別区福祉主管部長会において了承されました。

（主な検討結果と取組状況）

・施設や事業の周知（福祉事務所の要請に基づく出張による説明会の実施）

↓福祉事務所を訪問し、厚生関係施設の利用説明会を実施し、11区25福祉事務所、延べ290名の職員の方が参加されました。

・施設・事業の周知（福祉事務所向け資料の印刷・製本による配付）

↓令和7年中の暫定版の発行を経て、これまでの種々の配付物を集約し、わかりやすく内容を刷新した令和8年版の「厚生関係事業のご案内」を発行しました。

・更生施設入所待機期間の提示

↓「当該週内の退所予定数」及び日々の「入所予定者の待機状況」の情報を福祉事務所に毎日提供しています。

・緊急一時保護事業の入所調整に係る聴取事項の整理

↓入所調整にあたり聴取する内容をまとめた「入所調整シート」を福祉事務所に提供し、本シートを活用した入所調整を開始しました。

・緊急一時保護事業の入所・利用延長期間の見直し

↓入所から6か月を超え9か月までの利用について、利用期間が3か月を超える場合の利用延長と同等の要件を満たせば延長が可能とする運用に変更しました。

・男性更生施設緊急対応枠に区割当てのない枠の追加

↓現行の各区1枠（指定枠）のほかに、さらに需要があるときに利用が可能となる、特定の区に割り当てのない枠（自由枠）を4施設に計6枠追加しました。

・宿泊所の生活保護受給世帯利用

↓非生活保護受給世帯の利用に限定していた宿泊所について、一定の条件（空き室数等）を満たすとき生活保護受給世帯の利用も可能となる運用に変更しました。

■取組の継続と検証

昨年4月から順次取組が開始され、今月概ね全ての項目が始まったかたちとなります。福祉事務所の要請に基づく出張による説明会については、既に今年度も継続して実施するため事前に希望調査を行い、今月から随時説明会を実施していく予定です。その他、今年度から制度変更・運用方法の変更がスタートした取組もあり、必要に応じて取組状況や施設の利用状況を分析・検証し、取組内容のブラッシュアップを図っていきます。

■再編整備計画の進捗

現在、「厚生関係施設再編整備計画 平成31年度（令和元年度）～令和10年度」に基づき、令和6年度には救護施設への転換に伴う改築工事を実施するため更生施設淀橋荘を廃止し、宿提淀橋荘を事業休止としました。また、令和7年度末をもって宿提南千住荘を廃止しました。その他にも、昨年10月に無事建替えが完了し、今月から宿泊所高浜荘が装い新たに事業を再開します（詳しくは次頁をご覧ください）。

各区福祉事務所のみなさまには、ご不便をおかけいたしますが、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

（特別区人事・厚生事務組合厚生部）

宿泊所高浜荘の事業再開について

■宿泊所 「高浜荘」が新しくなって再開します。

平成29年11月より、建替えのため休止となっていた「高浜荘」が、令和7年10月31日に竣工し、港区との合築施設として生まれ変わり、令和8年6月より再開しました。

■建替えの経緯

「高浜荘」は、東京都市計画事業品川駅北周辺地区土地区画整理事業（平成28年7月12日付国土交通省告示第881号）における事業区域内に存していたことから、移転することとなりました。

この移転を受け、特別区人事・厚生事務組合は、もともと港区との合築施設であったこともあり、港区と整備について協定を結び、「カナルサイド高浜」として、建替え事業を開始しました。

令和2年度より新築工事へ着手するため、近隣住民や近隣企業と協議を進めていましたが、東海道新幹線の線路に近接していることから、工事を一時中断し、夜間工事に切り替えたり工法を変更した上で、令和4年度から工事を再開し、この度、令和7年10月31日に竣工しました。

■施設の概要

「カナルサイド高浜」は、鉄筋コンクリート造地上19階建ての建物です。その一部を「宿泊所 高浜荘」として、7階を多目的集会室等、8階を高浜荘事務所、9階から15階までを宿泊所として、さまざまな利用者に対応できるように多様な居室（1DK・24室、2DK・14室、3DK・2室、多目的居室（1DK）・1室）を計41室確保しました。

8階には、子供が安全に遊んだり学習したりできる児童室やリモートワークなどで利用できる図書室を完備しています。（特別区人事・厚生事務組合厚生部）



外観



居室

特別区長会調査研究機構 第6回調査研究報告会開催のお知らせ

令和8年7月10日（金）、第6回調査研究報告会を開催します。令和7年度に取り組んだ調査研究テーマ（全3テーマ）について、研究成果を報告します。

■日時

令和8年7月10日（金）
13時10分～16時40分（開場12時50分）

■会場

東京区政会館3階35教室

■発表テーマ

時間	テーマ名（提案区）
①13:20～14:20	再開発と合意形成 （台東区提案）
②14:30～15:30	大規模震災時における発災から復興までの施策立案・実施等に係る内部手続き等 （世田谷区提案）
③15:40～16:40	区民の健康寿命延伸に向けた特別区の施策展開 （葛飾区提案）

■会場参加の申込方法

当機構ホームページまたは下記QRコードからお申し込みください。

なお、同時生配信も予定しており、生配信の参加申込は不要です。また、8月以降、当機構のYouTubeチャンネルにて、アーカイブ配信を行う予定です。詳細は当機構ホームページをご覧ください。



第6回報告会申込フォーム

（特別区長会調査研究機構事務局）

令和8年 第2回特別区人事・厚生事務組合議会臨時会の結果

5月15日（金）に第2回臨時会が開かれました。選挙等、付議案件の審議結果は次のとおりです。

〈選挙等〉

・特別区人事・厚生事務組合議会議長・副議長の辞職に伴う選挙

〈審議結果〉

・特別区人事・厚生事務組合副管理者の選任同意について（同意）
・特別区人事・厚生事務組合教育委員会委員の任命同意について（同意）
第2回臨時会改選後の特別区人事・厚生事務組合執行機関等は次のとおりです。

特別区人事・厚生事務組合執行機関

管 理 者	吉 住 健 一（新宿区長）
* 副 管 理 者	山 本 亨（墨田区長）
副 管 理 者	入 澤 幸（知識経験者）
監 査 委 員	岸 本 聡 子（杉並区長）
代表監査委員	青 木 康 平（知識経験者）

特別区人事・厚生事務組合議会議長・副議長

* 議 長	滝 口 学（荒川区長）
* 副 議 長	保 坂 展 人（世田谷区長）

*印：新任

（令和8年5月15日現在）
（特別区人事・厚生事務組合総務部）

令和8年度 公益財団法人特別区協議会 第1回理事会の結果

5月15日（金）に第1回理事会が開かれました。審議結果は次のとおりです。

- 令和7年度事業報告（決定）
 - 令和7年度資金の運用実績報告（了承）
 - 令和7年度決算（決定）
 - 令和8年度資金調達及び設備投資の見込みの変更について（決定）
 - 評議員選定委員会委員（外部委員）の選任について（決定）
 - 評議員選定委員会委員（評議員）の推薦について（決定）
 - 評議員候補者の推薦について（決定）
 - 理事及び監事候補者の推薦について（決定）
 - 特別区制度懇談会委員の委嘱について（決定）
 - 令和8年度定時評議員会の開催について（決定）
 - 代表理事及び業務執行理事の職務執行状況の定期報告（令和7年11月～令和8年4月）について（了承）
- ※なお、1～3、8の議案は、6月26日（金）開催予定の定時評議員会に付議します。

（公益財団法人特別区協議会総務部）

組合教育委員会委員の再任

令和8年5月15日開催の第2回特別区人事・厚生事務組合議会臨時会の任命同意を得て、1名の委員が再任されました。

組合教育委員会の構成は次のとおりです。

職 名	氏 名	任 期	備 考
教 育 長	佐 藤 徳 久	自・令和8.4.1 至・令和9.3.31	台東区教育長
教 育 長 職務代理者	高 橋 和 人	自・令和8.4.1 至・令和12.3.31	目黒区教育長
委 員	平 林 治 樹	自・令和8.4.1 至・令和10.3.31	中央区教育長
委 員	長 沼 豊	自・令和8.4.1 至・令和11.5.15	板橋区教育長
委 員	本 多 健一朗	自・令和7.4.1 至・令和9.3.31	江東区教育長
委 員	田 中 健	自・令和8.5.16 至・令和12.5.15	葛飾区教育委員

（特別区人事・厚生事務組合教育委員会事務局）

特別区職員 I 類採用試験【早期SPI枠】、I 類採用試験【春試験】及び経験者採用試験・選考【春試験】 第1次試験・選考を実施しました

令和8年度特別区職員採用試験・選考【春試験】第1次試験・選考実施状況
＜I類採用試験【早期SPI枠】・I類採用試験【春試験】・経験者採用試験・選考【春試験】＞

採用区分	試験区分	採用予定数	申込者数	受験者数	受 験 率	倍 率
		A (名程度)	B (名)	C (名)	C/B (%)	C/A (倍)
I 類 【早期SPI枠】	事 務 (一般事務)	191	2,217	2,026	91.4	10.6
		113	1,876	1,716	91.5	15.2
		—	—	—	—	—

採用区分	試験区分	採用予定数 A (名程度)	申込者数 B (名)	受験者数 C (名)	受 験 率 C/B (%)	倍 率 C/A (倍)
I 類 【春試験】	事 務 (一般事務)	1,039	6,744	5,919	87.8	5.7
		1,095	6,728	6,080	90.4	5.6
		▲ 56	16	▲ 161	▲ 2.6	0.1
	事 務 (ICT)	6	40	28	70.0	4.7
		7	53	47	88.7	6.7
		▲ 1	▲ 13	▲ 19	▲ 18.7	▲ 2.0
	土木造園 (土木)	79	90	80	88.9	1.0
		112	108	98	90.7	0.9
		▲ 33	▲ 18	▲ 18	▲ 1.8	0.1
	土木造園 (造園)	39	49	45	91.8	1.2
		48	62	59	95.2	1.2
		▲ 9	▲ 13	▲ 14	▲ 3.4	0.0
	建 築	109	79	72	91.1	0.7
		132	84	76	90.5	0.6
		▲ 23	▲ 5	▲ 4	0.6	0.1
	機 械	41	27	24	88.9	0.6
		40	23	23	100.0	0.6
		1	4	1	▲ 11.1	0.0
	電 気	40	30	26	86.7	0.7
		40	34	29	85.3	0.7
		0	▲ 4	▲ 3	1.4	0.0
	福 祉	141	433	410	94.7	2.9
		164	484	457	94.4	2.8
		▲ 23	▲ 51	▲ 47	0.3	0.1
	心 理	27	220	203	92.3	7.5
		32	211	198	93.8	6.2
		▲ 5	9	5	▲ 1.5	1.3
	衛生監視 (衛生)	43	152	145	95.4	3.4
		59	130	121	93.1	2.1
		▲ 16	22	24	2.3	1.3
	衛生監視 (化学)	5	27	24	88.9	4.8
		5	20	18	90.0	3.6
		0	7	6	▲ 1.1	1.2
	保 健 師	119	418	403	96.4	3.4
		121	365	357	97.8	3.0
		▲ 2	53	46	▲ 1.4	0.4
	合 計	1,688	8,309	7,379	88.8	4.4
		1,855	8,302	7,563	91.1	4.1
		▲ 167	7	▲ 184	▲ 2.3	0.3

採用区分	試験・選考 区分		採用予定数 A (名程度)	申込者数 B (名)	受験者数 C (名)	受 験 率 C/B (%)	倍 率 C/A (倍)
経験者 【春試験】	福祉	1級職	16	62	53	85.5	3.3
			14	49	46	93.9	3.3
			2	13	7	▲ 8.4	0.0
		2級職	8	27	23	85.2	2.9
			12	32	27	84.4	2.3
			▲ 4	▲ 5	▲ 4	0.8	0.7
	合 計		24	89	76	85.4	3.2
			26	81	73	90.1	2.8
			▲ 2	8	3	▲ 4.7	0.4

特別区人事委員会は、I 類採用試験【早期SPI枠】の第1次試験を3月4日（水）から3月17日（火）の期間で、特別区職員I 類採用試験【春試験】及び経験者採用試験・選考【春試験】の第1次試験・選考を4月19日（日）に実施しました。

第1次試験・選考実施状況

I 類採用試験【早期SPI枠】については、申込者数が2,217名、受験者数が2,026名で、受

験率は91・4%となりました。

I 類採用試験【春試験】は、全試験区分の申込者数が8,309名、受験者数が7,379名で、受験率は88・8%となりました。

経験者採用試験・選考【春試験】は、申込者数が89名、受験者数が76名で、受験率は85・4%となりました。

今後の予定

I 類採用試験【早期SPI枠】の第2次試験は、プレゼンテーション

ンシート作成が4月19日（日）、口述試験が5月12日（火）から5月15日（金）までの間で指定する1日に実施します。最終合格発表は、5月29日（金）に行います。

I 類採用試験【春試験】の第1次試験合格発表日は、6月12日（金）、第2次試験の個別面接は、6月29日（月）から7月10日（金）までの間で指定する1日です。最終合格発表は、（土木造園（造園）、建築、機械、電気の試験区分）について7月15日

（水）、（事務（一般事務）、事務（ICT）、福祉、心理、衛生監視（衛生）、衛生監視（化学）、保健師の試験区分）について7月24日（金）に行います。

経験者採用試験・選考【春試験】の第1次試験・選考合格発表日は、6月12日（金）、第2次試験・選考の個別面接は、6月28日（日）です。最終合格発表は、7月15日（水）に行います。

（特別区人事委員会事務局）

特別区長会 新しい幹事・会計監事が就任

特別区長会の新しい幹事・会計監事が、令和8年5月15日付けで就任しました。

さる4月16日に開催された特別区長会総会で選任されていたもので、任期は令和9年5月14日までの1年となります。

なお、会長及び副会長は、昨年5月16日から2年の任期中であり、改選はありません。役員及び会計監事は表のとおりです。

(特別区長会事務局)

特別区長会役員			
会 長	吉 住 健 一	新 宿 区 長	
副 会 長	服 部 征 夫	台 東 区 長	
副 会 長	斉 藤 猛	江 戸 川 区 長	
副 会 長	高 際 みゆき	豊 島 区 長	
* 幹 事	樋 口 高 顕	千 代 田 区 長	
* 幹 事	滝 口 学	荒 川 区 長	
* 幹 事	保 坂 展 人	世 田 谷 区 長	
* 幹 事	岸 本 聡 子	杉 並 区 長	
* 幹 事	山 本 亨	墨 田 区 長	
* 会 計 監 事	成 澤 廣 修	文 京 区 長	
* 会 計 監 事	森 澤 恭 子	品 川 区 長	

*印：今回改選の役員等

令和8年5月区長会・議長の主な案件等

区 長 会

5.15

- 一般財団法人地域活性化センター実務研修生募集の案内について
- 東京管区気象台からの情報共有について
- オール東京62市区町村共同事業について
- 各団体議会等提出予定案件について
- 都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例の一部改正について
- 各種審議会委員等の推薦について
- 区長会専門部会等の構成について

(特別区長会事務局)

議 長 会

5.18

- 都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例の一部改正について
- 令和8年度第1回特別区議会議員講演会について
- 関東市議会議長会定期総会の概要について
- 令和7年度特別区議会議長会収支決算の認定について
- 特別区議会議長会の活動概要と次期への申し送りについて
- 令和8年度特別区議会議長会の要望活動について

(特別区議会議長会事務局)

特別区職員研修所からのご案内

8月の研修メニューを紹介します

●ピックアップ研修

研修名：児童虐待への対応

対 象：全職員 ★児童虐待の発見やその後の対応・支援に携わる職員

内 容：・児童虐待の現状と背景 ・児童、保護者への対応の基本
・児童相談所、こども家庭センターと関係機関の連携
・事例討議 など

【第1回】8月上～中旬予定
【第2回】8月中～下旬予定
(各回2日間) 9:00～17:00

研修名	実施時期	申込条件・メインターゲット (★)
専門研修		
戸籍実務(証明)②	8/5(水)・8/6(木)	戸籍証明事務を担当する職務経験1、2年程度の職員
用地	8/20(木)・ 8/25(火)～8/27(木)	用地取得、損失補償算定等の業務を担当する職務経験1年程度の職員
情報システム調達委託管理①②	①7/30(木)・7/31(金) ②8/20(木)・8/21(金)	各部署で情報システムの調達や運用を委託する業務を担当する職員及びこれから担当する予定の職員
中堅保健師	7/2(木)・8/27(木)	保健所・保健センター等に勤務する職務経験が概ね10年以上の保健師
子どもの発達障害②	8/26(水)	発達障害のある子どもへの支援に携わる職員
公害規制	8/6(木)・8/7(金)	環境・公害規制部署で公害規制指導事務を担当する職員
児童相談所関連研修		
児童福祉司(基礎)Ⅰ	8/7(金)・8/13(木)	(1) 児童福祉司 (2) こども家庭センター職員 ★児童福祉司 (3) 子ども家庭福祉・母子保健等に携わる職員
児童虐待への対応①②	①8月上～中旬 ②8月中～下旬	全 職 員 ★児童虐待の発見やその後の対応・支援に携わる職員
指導教育担当児童福祉司 任用前研修(前期)	8/21(金)・8/25(火)・ 8/27(木)	児童福祉司として3年以上の職務経験を有する職員
ステップアップ研修		
思考力・論理構築力向上④	8/24(月)	係長級以下の職員 ★主任の職員
対話によるポジティブ・ アプローチ③	8/24(月)・8/25(火)	係長級以下の職員 ★主任の職員
コミュニケーションスキルアップ③	8/17(月)	全 職 員 ★区民や職場の同僚との良好な関係構築に向けた、コミュニケーションスキルを身につけたい採用2～6年目程度の職員
集客力を高めるチラシ・ 伝わる資料の作り方③	8/7(金)	主任以下の職員 ★区民向け講座などの企画や募集チラシ作成を担当する主任以下の職員
協働型リーダーシップ④	8/14(金)	主任以下の職員 ★リーダーの役割や、上司・部下・同僚との関わり方を学ぶことで、職場のモチベーション向上や業務改善・職場改善に貢献したいと考えている主任の職員
マネジメント実践のための チームコーチング	8/17(月)	係長級以上の職員 ★チーム(係)としての成果を最大化できる部下の育成や支援を効果的に行うスキルを身につけたい係長級の職員
チームリーダーとしての 基礎力向上③	8/3(月)・8/18(火)	主 任 及 び 係 長 級 の 職 員 ★(1) タイムマネジメント、危機管理、目標管理及び業務改善などのマネジメントスキルの基礎を効率よく体系立てて学びたい係長級の職員 (2) 係長昇任前にリーダーとしての必要な知識を学び、自身の職務遂行能力向上を図りたいと考えている主任の職員
サポート研修		
地方公務員法③	8/12(水)	1 級 職 の 職 員 ★地方公務員法の基本理念や仕事の法的根拠を意識して職務を行いたい1級職の職員
地方自治法③	8/5(水)	1 級 職 の 職 員 ★法令・根拠にあたる仕事の進め方を身につけたい、これから地方自治法を意識して実務を行っていきいたい1級職の職員
試行研修		
都区合同研修【都区共同企画研修】 中堅層強化	8月下旬	児童相談所、こども家庭センター等の課長代理、係長級職員
地方公務員法・地方自治法の知って おきたいポイント(eラーニング)③	8/31(月)～9/25(金)	1 級 職 の 職 員 ★eラーニングにより初歩的な地方公務員法及び地方自治法を学びたい職員(採用4～5年目程度の職員)
キャリアデザイン	8/21(金)	1 級 職 の 職 員 ★中堅職員(採用4～5年目程度の職員)

※紙面の都合上、8月に実施する研修の一部を紹介しています。(一部9月に実施する研修を含む。)

※★は、各研修のメインターゲットとなる方についての表記となります。

※研修の募集及び申込は各区の研修担当を通じて行います。なお、区の意向により参加できる研修が異なりますので、各研修の申込方法や申込期限(研修実施日より1ヶ月程度前)については各区研修担当からの案内をご確認ください。

※研修内容の詳細については、特別区職員研修所ホームページ(<http://www.tokyo23city.or.jp/kensyujo/index.html>) もご覧ください。(特別区職員研修所)

東京都立大学 オープンユニバーシティ飯田橋キャンパスより 7月開講講座のご案内です！！

●社会人向けデータサイエンス入門プログラム ことばのデータサイエンス

【講座コード：2621G107】

本講座では、私たちが日々用いている「ことば」、特に日本語を対象に、形態素解析などを用いて言語データを数量化する過程や、具体的な分析方法や分析例について説明します。なお説明は、R言語で分析を実行しながら行うことがあります。R言語やプログラミングの予備知識は不要です。

※Zoomを使用します。スマートフォン、タブレット等での受講も可能です。

- 第1回 テキストマイニングとは何か
- 第2回 文学作品の内容の可視化

- 第3回 演説や文学者の分類
- 第4回 アンケート自由記述の分析

講 師：椿本 弥生 東京都立大学 非常勤講師、
電気通信大学 大学院情報理工学研究科
准教授

日 時：7月1日(水)、8日(水)、15日(水)、22日(水)
18:30～20:00 (全4回)

受講料：10,100円
場 所：オンライン

●身近な社会問題と刑事法入門

【講座コード：2621F002】

【SNS上の諸犯罪と刑事法】

日々、メディア等で報道されている刑事事件。そして、その中で「殺人罪」や「傷害罪」などの言葉を耳にする機会が多いことかと思えます。しかし、そのような法律の具体的な内容についてまでは知らない、という方もまた多いことでしょう。

本講座では、刑事事件が起こった際に適用される『刑事法』について解説をし、理解を深めていくことを目的としています。

インターネット社会の発達とともに、様々なSNSが登場、発展し、今では多くの人々が使用する時代となりました。しかし、SNSは非常に便利なツールである反面、様々な犯罪の温床ともなっています。

SNS上では様々な犯罪が蔓延しており、いつ自身が犯

罪の被害者となるかわかりません。また、自身が被害者とならないためだけでなく、気づかない間に加害者になってしまうおそれもあります。そこで本講義では【SNS上の諸犯罪と刑事法】をテーマとして、SNS上で問題となっている犯罪の諸類型について概観するとともに、その犯罪が刑事法上のどのような規定によって処罰されるのかについて解説し、皆さんの安全なSNSライフの一助となることを目的として講義を行います。

講 師：里見 聡瞭 中央大学 法学部 助教

日 時：7月25日(土)
14:30～16:00 (全1回)

受講料：3,000円
場 所：オンライン

* 講座の概要については、東京都立大学オープンユニバーシティパンフレットより引用しております。(特別区協議会事業部)

※特別区職員互助組合員の方は初回のみ、必ずお電話で同組合員である旨と『組合員番号』をお申し出ください。

<問い合わせ先>

東京都立大学オープンユニバーシティ <https://www.ou.tmu.ac.jp>

Tel.03-3288-1050 (平日 9:00～17:30)

●パンフレットを無料送付いたします。

清掃工場における熱エネルギーの有効利用 —ごみ発電・熱供給—

東京二十三区清掃一部事務組合

(以下「清掃一組」という。)では、ごみ焼却により発生する熱エネルギーを利用して発電や熱供給を行っています。ここでは、この取組について紹介します。

ごみ発電とその活用

清掃工場では、ごみ焼却に伴う廃熱を利用してボイラで蒸気を生させ、その蒸気を原動力として発電を行っています。

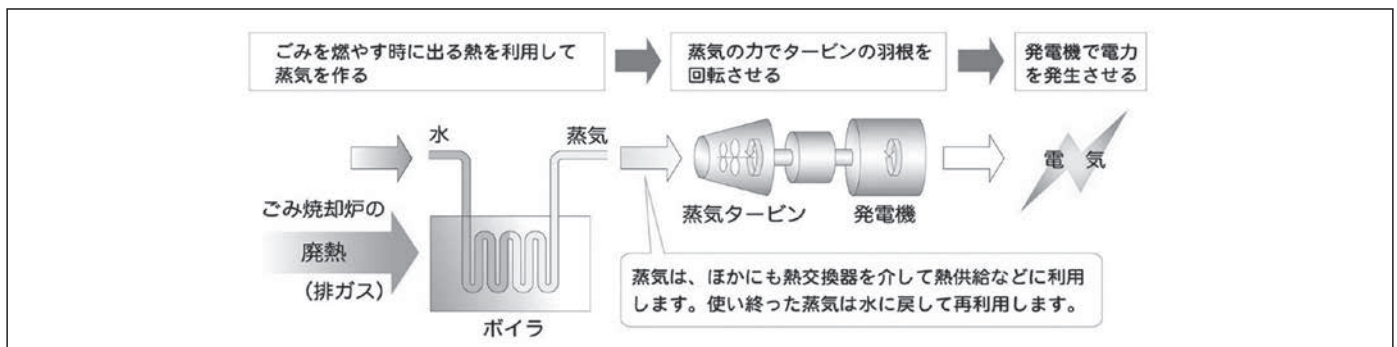
発電した電気は、清掃工場を稼働するために施設内で利用するほか、清掃一組の別の施設に送電することで、電気の購入量を削減しています。

また、余った電気(余剰電力)は、電気事業者を通じて23区の小学校等へ売電しています。令和6年度の売電量は、約22万6千世帯が一年間に使用する電力量に相当します。

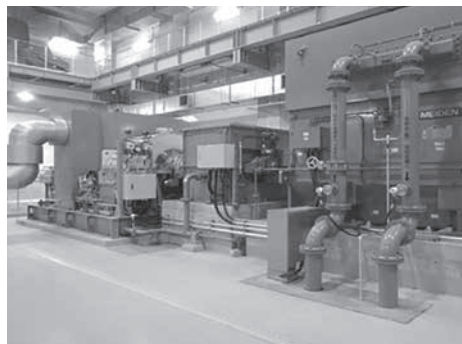
今後も清掃工場の建替え等にあわせ、熱回収効率の高いボイラ設備等を導入することで、熱エネルギーの一層の有効利用に取り組んでいきます。



清掃工場のお兄さん



発電と熱供給の仕組み



蒸気タービン発電機(光が丘清掃工場)

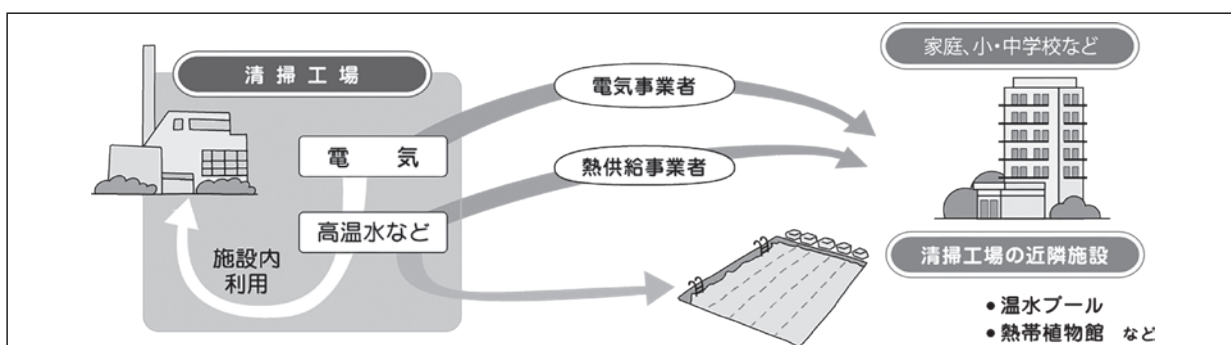


温水プール(千歳清掃工場から熱供給)

熱供給

ボイラで発生させた蒸気は、発電に利用するほか、熱交換器を介して130℃程度の高温水等にして、熱供給に利用しています。

清掃工場でつくられた高温水等は、近隣の区の施設(温水プール、スポーツセンター、区民会館など)に無償供給するほか、東京都の施設や地域熱供給事業者にも償供給しています。



熱エネルギーの有効利用

令和6年度は、43万4千ギガジュールの熱を有償供給し、売熱収入額は1億6514万円になりました。

令和6年度 熱エネルギーの有効利用実績

発電電力量	12億347万kWh
売電電力量	7億443万kWh
売電収入額	108億9,985万円
熱供給量（有償）	43.4万GJ [※]
売熱収入額	1億6,514万円

※ GJ（ギガジュール）＝10億J（ジュール）

余剰電力の効果的活用

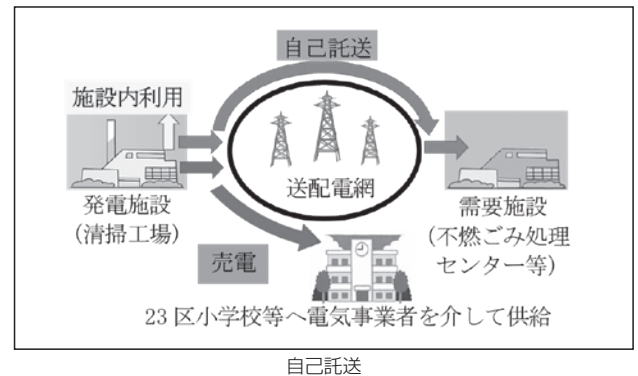
清掃工場の余剰電力は、様々な電気事業制度及び電力市場を利用して効果的に活用しています。

令和6年度は7億443万キロワット時の電力量を売却し、売電収入額は108億9985万円になりました。

余剰電力の効果的な活用について具体的な取組を紹介します。

自己託送

清掃一組の施設には不燃ごみ処理センター等、ごみ発電を行わない施設（需要施設）があります。こうした施設等に清掃工場で発電した電力を送電する自己託送制度



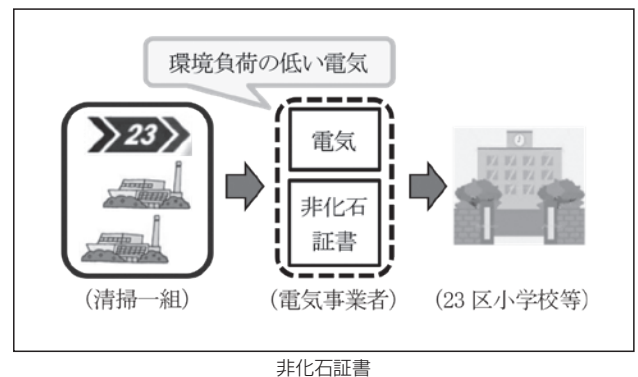
を活用しています。送電には電力会社の送配電網を利用します。

自己託送制度の活用により、需要施設の電気の購入量を抑えるとともに、二酸化炭素排出量削減に貢献しています。

令和6年度は6施設へ約3千180万キロワット時の電力量を自己託送として送電し、約3億5千万円の財政効果と約1万4千トンの二酸化炭素排出量の削減効果がありました。

非化石証書

清掃工場で発電した電気は、電気本来の価値に加え、化石燃料に由来しない二酸化炭素排出量ゼロの環境価値（非化石価値）を有しています。国は、この非化石価値を



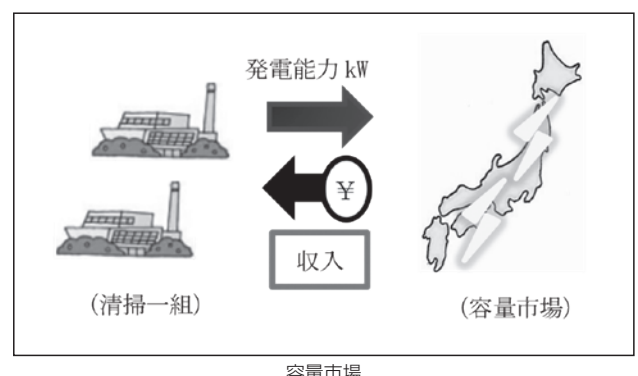
証明する「非化石証書」を発行し取引できる制度を構築しています。

清掃一組はこの制度を活用して、発電する全ての工場において余剰電力の非化石価値を証書化し、電気本来の価値と組み合わせ、環境負荷の低い電気として23区の小学校等に供給しています。

容量市場

将来の電力不足を防ぐため、あらかじめ発電所の供給力を確保しておく容量市場という国の制度が開始されています。

容量市場に参加する発電事業者は、電気の供給力を確保し実際に発電することで一定の収入を得ることができます。



終わりに

清掃一組では、令和7年度から10施設が容量市場に参加しています。容量市場から求められる電気の供給に並び、安定的な発電を行うことで、継続的に収入の確保を図っています。

環境負荷低減のため、ごみの減量や資源化の推進とともに清掃工場でも処理するごみのエネルギーを有効利用することが重要です。引き続き、電気事業制度及び電力市場等の動向を把握し、ごみ発電による効果を最大限活用できるよう取り組んでいきます。

（東京二十三区清掃一部事務組合
施設管理部技術課）



L-WING3階指定席が「ウイングシート」として リニューアルオープン！

TCK（東京シティ競馬）では、L-WING3階指定席エリアを改修しておりますが、6月8日（月）第4回大井競馬開催より、「ウイングシート」として装いを新たにリニューアルオープンいたします。新指定席はすべてお1人でゆったりと利用できるシングルシートです。シートの価格は（1名席）は2,000円。各席にUSB、電源コンセントの設置がございます。ぜひこの機会にご利用ください！

また、今シーズンより新たな飲食店も加わり場内を盛り上げております。

人気ラーメン店の「なんつッ亭」、メキシコ料理のタコス、ナチョスが食べられる「カバジョ デ カレーラ」、カレーパンやビーフカレー、パスタなど幅広い品を取りそろえる「大金持ち蜂の家」。レースを観戦しながら、飲食も楽しみつくしましょう！



ウイングシート



「なんつッ亭」
焦がしにんにく黒とんこつラーメン



「カバジョ デ カレーラ」
ナチョス



「大金持ち蜂の家」
カレーパン

世代チャンピオン決定戦 東京ダービー開催！

TCKでは、令和8年6月10日（水）に東京ダービー競走（Jpn I）を実施します。このレースは、TCKの重賞としては東京大賞典と並びもっとも長い歴史を持つ、伝統あるレースです。長らく南関東地区の3歳最強馬決定戦として親しまれており、中央所属馬も交えたダート部門の世代チャンピオン決定戦。4月の羽田盃から始まり10月のジャパンダートクラシックへと続く3歳ダート三冠競走の、二冠目にして頂点レースと位置づけられる大一番です。3歳馬だけが出走できる一生に一度の夢舞台、熱い戦いにご期待ください。

また、7月1日（水）には帝王賞（Jpn I）を実施予定。国内外で活躍してきた、経験豊富な実力馬たちが一堂に会する、上半期の総決算となるレースです。白熱したレースにご注目ください！



第71回優勝馬 ナチュラルライズ号

（競馬事務局 広報課）

開催成績

（各回対比）

回別	開催日程	売得金額	利用者数	1日平均			前年度同時期対比（1日平均）		
				売得金額	利用者数	1人当り購買金額	売得金額	利用者数	1人当り購買金額
2	4/27~5/1	13,688,881,530円	1,419,241人	2,737,776,310円	283,848人	9,650円	96.6%	95.0%	101.7%
3	5/18~5/22	8,839,084,000円	870,202人	1,767,816,800円	174,040人	10,160円	88.2%	82.4%	107.1%

